

JPA

Japan Prefabricated Construction Suppliers & Manufacturers Association

4

Apr. 2021
vol.50-274

Special Feature

「すまい・まちづくり
シンポジウム 2021」を開催
ニューノーマル時代
～ポストコロナ社会～を見据えて

Contents

02 住宅部会

2020年度住宅部会活動状況紹介
記者発表をWeb開催

03 住宅部会

すまい・まちづくりシンポジウム2021
を開催

07 教育委員会

令和2年度 第51回
プレハブ住宅コーディネーター
資格認定試験 成績優秀者

09 PC建築部会

「PC部材製造管理技術者資格認定
第4回講習・試験」を実施

09 ASSOCIATION NEWS

理事会開催

10 ASSOCIATION NEWS

新規会員のご紹介

10 規格建築部会

応急仮設住宅建設
机上訓練の実施

11 ASSOCIATION NEWS

令和3年度事業計画書

15 住宅関連予算・税制等の概要



今月の表紙

愛知県みよし市の自然豊かな丘陵地に位置する「MIYOSHI MIRAITO (みよし みらいと)」は、プライム ライフ テクノロジーの街づくりプロジェクト第一弾となるもので、全288区画の大規模戸建て分譲地です。住宅部会のトヨタホームが中心となってランドスケープをデザインしており、街全体の約3割を森林として残し、既存の樹木の保全や生物多様性の創出に取り組むなど、自然と共生する豊かな暮らしを実現します。災害時には、コミュニティハウスが一定期間エネルギーを自給できる防災拠点となり、周囲の戸建てとの連携でコミュニティZEHを形成する「いつもともしも（災害時）」の暮らしやすさが両立する街です。

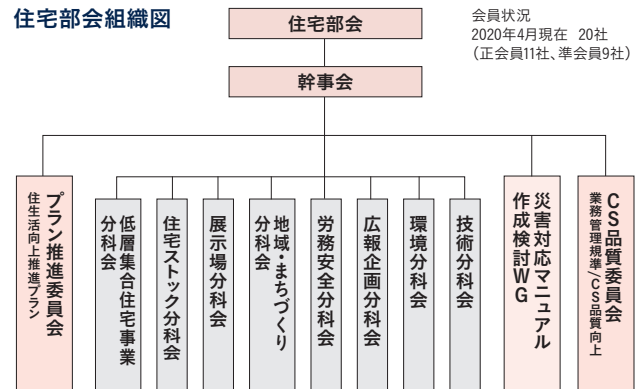
活動紹介

「2020年度 住宅部会活動状況紹介」記者発表をWeb開催

令和3年3月23日(火)、プレハブ建築協会会議室(東京都千代田区)において、住宅部会は「2020年度 住宅部会活動状況紹介」記者発表をWebにて開催しました。

今回、報道関係者22名、住宅部会21名、協会9名、合計52名出席のもと、はじめに住宅部会長代行(島川 誠一郎)より2020年度の住宅部会活動概要が報告されました。その後、住宅部会のプラン推進委員会(高橋 敏)、CS品質委員会(高橋 圭悟)、技術分科会(西澤 哲郎)、環境分科会(小山 勝弘)、住宅ストック分科会(浴野 隆平)の各代表幹事からそれぞれの活動紹介が行われました。その後の質疑応答では、コロナ禍での工事状況、本格運用開始後のIT重説の現況、コロナ収束後の受注状況の見直し等、質問が多数出て部会活動についての理解を深めていただきました。今年は新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえて、第2部の懇談会は中止と致しました。

住宅部会組織図



会員状況
2020年4月現在 20社
(正会員11社、準会員9社)

2020年度 主な活動内容(委員会・分科会)

委員会・分科会	活動内容
プラン推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 「住生活向上推進プラン2020」の2019年度実績を取りまとめ、管理指標の8項目について公表 各分科会、委員会との情報共有および情報発信 「住生活向上推進プラン2020」の総括と次期プランの作成検討実施中
CS品質委員会	<ul style="list-style-type: none"> 工業化住宅の強みである「定期点検」の人材を育成し、ブランド化を図ることを目的に「プレハブ住宅点検技術者資格認定制度」の講習会を実施 「プレハブ住宅の供給業務管理規程」を改訂(民法改正) 管理規程のレベルアップを目的とした「CS/品質中期計画」を改訂 「住宅の交換部品に関するガイドライン」を策定
技術分科会	<ul style="list-style-type: none"> 法制度・技術基準に関する改善要望等 国土交通省のIT重説社会実験に参加 鋼材の防錆措置(電着塗装等)に係る特別評価方法認定取得の円滑化に関する検討 木質プレハブ工法の告示改正要望 低層住宅用PCパネルの耐久性に関する調査・研究・評定及びリブ付コンクリートパネル工法の構造計算方法に関する調査・研究 情報通信技術及び新エネルギー関連技術に関する情報共有及び技術的対応
環境分科会	<ul style="list-style-type: none"> 環境行動計画「エコアクション2020」の推進 エコアクション 取り組み事例集を公開 「低炭素社会実行計画」の評価・検証を受審 3R推進強化と石綿含有産業廃棄物の適正処理推進 「良好なまちなみ創出」についての活動

委員会・分科会	活動内容
労務安全分科会	<ul style="list-style-type: none"> 国交省設置の大工技能者の能力評価検討会等に参加し登録建築大工基幹技能者講習の試験問題作成に寄与 労働災害調査報告書を作成・配布(会員) 建築大工のプレハブ建築マイスター72名を認定
地域・まちづくり分科会	<ul style="list-style-type: none"> 情報発信・提言 (2020年度より公住分科会より名称変更) 「すまい・まちづくりシンポジウム2021」を開催し、情報発信・提言を実施 各種勉強会を通じた人材育成
展示場分科会	<ul style="list-style-type: none"> 「総合住宅展示場来場者アンケート2020調査報告書」を題材とした、住宅展示場協議会との勉強会、2021年度調査に向けた項目要望等、意見交換会開催 会員社への情報提供
住宅ストック分科会	<ul style="list-style-type: none"> リフォームの「人材育成」の推進:プレハブ住宅リフォームコーディネーター講習(PRC)制度の開始に向け、「講師WG」を新設、PRC講習会はコロナ感染拡大のため延期、「新しい生活様式」へのリフォーム各社の対応状況の調査実施 供給業務管理規程、プレ協の他委員会との連携推進等
低層集合住宅事業分科会	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸市場の正確な動向の把握と普及 新型コロナウイルス禍における各社取組みの情報共有 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(サブリース法)に関する勉強会等を通じた情報共有
広報企画分科会	<ul style="list-style-type: none"> 住宅部会ホームページへの、英文ページ、海外での取り組みについて追加、戸建住宅外観ラインナップページを更新 報道関係者に対する活動紹介(3月)



発表する住宅部会の各代表幹事



リモートで参加する記者の方々

講演

「ニューノーマル時代～ポストコロナ社会～を見据えこれからの『すまい・まちづくり』に必要な事とは」をテーマに、すまい・まちづくりシンポジウム2021を開催

1月29日(金)、Webによる『すまい・まちづくりシンポジウム2021』を開催しました。東京工業大学環境・社会理工学院長 中井 検裕氏による基調講演に続き、日本大学経済学部教授 中川雅之氏、株式会社リクルート住まいカンパニー（現・株式会社リクルート）SUUMO編集長兼SUUMOリサーチセンター長 池本洋一氏から事例紹介を頂き、横浜市立大学国際教養学部教授 齊藤広子氏のコーディネートのもと、4氏によるパネルディスカッションを行いました。

なか い のりひろ
中井 検裕氏

新住生活基本計画の方向性から考える、 これからのすまい・まちづくり

東京工業大学 環境・社会理工学院長
国土交通省 社会資本整備審議会 住宅宅地分科会 分科会長

本日は、現在改訂の作業を進めている住生活基本計画について、加えてその中のいくつかのトピックスについてお話しさせていただきます。

住生活基本計画(全国計画)の見直し

住生活基本計画はおよそ10年のスパンで策定をし、5年ごとに見直しを図っており、現在の住生活基本計画は、2016年に閣議決定されたものです。今回は2019年9月から前回の計画の見直しの議論を始め、現行の3つの視点から、最終的な案では【社会環境の変化】【居住者・コミュニティ】【住宅ストック・産業】の3つの視点に再編されました。加えて、新たに定めた8つの目標で、まもなくパブリックコメントが始まる予定です。

「居住者の視点」では、ライフステージごとの住まい面積の面で、子育て期になると満足度は落ち込んでいきます。又、高齢者が病気をしたとき等に同居家族以外に頼れる人の有無について、日本は別居家族に頼る割合は高く、友人・近所の人に頼る割合は低くなっており、日本でも伝統的だった住宅を中心とするコミュニティ関係は、他国と比べて落ちてきています。セーフティーネット関係では、単身者、障害者のいる世帯等の属性によって色々な課題があり、特に賃貸住宅の場合は入居制限がかけられたりしています。住宅が必要な方々に住宅をスムーズに提供するためにはどんな支援策が必要か、しっかり対応していかないといけないという意見が出ています。

次に「住宅ストックの視点」では、小さいながらも良質な住宅をどう供給していくかが現在の課題となってきております。もう一つの課題は、中古住宅の流通です。海外に比べて圧倒的に



マーケットが小さく、中古住宅をどう流通促進していくかは大きな課題の一つです。続いては、空き家についてです。マーケットには出ていない空き家は現在約350万戸と言われており、そのなかに問題があるものが相当数含まれているのは事実で、都市部ではマンションの空き家もかなり増えてきております。

「まちづくりの視点」で大きく取り上げられたのは災害関係です。現在の住まいを選ぶにあたって重視した周辺環境は立地、アクセス性なのですが、入居後はむしろ災害、治安という安全・安心面を重視する傾向が非常に高くなります。買うときは住居の場所が大事ですが、買った後は住居の安全・安心が重視されているのです。

新しい住生活基本計画(全国計画)案

このような議論を経て、最新の新しい住生活基本計画(全国計画)案のポイントは大きく3つに分けられました。1つ目が「社会環境の変化に対応する部分」。2つ目が「居住者の視点と呼ばれるところと、地域・まちづくりが合わさったところ」。3つ目が「産業、マーケットに係わる話で住宅ストックが中心のところ」であり、これらを8つの具体的な目標に再編しております。

目標1はコロナ関係や新技術を活用した住宅の契約・取引プロセスのデジタル化。目標2は安全・安心。目標3は子育て世帯の

関係。目標4はコミュニティ、高齢者関係。目標5はセーフティネット。目標6は住宅循環システムと良質な住宅ストックの形成や住み替え、長寿命化、維持管理、修繕の既存住宅関係。目標7の空き家については、現行計画を作る時に相当議論され、そのあとにいろいろな施策も進んできています。目標8は住生活産業の発展になっています。

最近の社会環境の変化

社会環境の変化について、少し詳しく紹介いたします。

1つ目は、先ほど申し上げた目標1にからむ「新たな日常やDXの進展に対応した新しい住まい方」についてです。新型コロナウイルスで、在宅時間が増えた人が1/3、変わらない人が2/3でありました。続いて在宅勤務の実施状況に関してですが、在宅勤務をしていない人が2/3、週1回以上している人が1/3という結果でした。在宅勤務の環境について、勤務者の家が一戸建の場合6割以上に個室がありますが、共同住宅になると個室がある人の割合は約1/3の2割までに減ってしまいます。在宅勤務に際しての住宅の不満点としては、共同住宅やマンションになると十分なスペースがとれないことや、プライバシーが確保しづらいことが上げられています。

また、「ポストコロナで都市は変わるのか」ということに関して、①国土構造(東京への集中)が変わるのか変わらないのか、②都市構造が変わるのか変わらないのか、③高密度(低密度の要請)、④働く場所(働き方)などの4つについて大きく議論がされています。

私の今の考えとしましては、コロナは都市環境の変化に影響

があるという見方、影響は全くないという見方それぞれを両極に据えた場合、中立よりはやや影響はない側くらいではないかと考えております。

テレワークの今後の問題点としては、①スペースが無い人はテレワークをしたくてもできないという点、②労務管理がついてきていないことや通信管理が整っていないという点の2つが挙げられ、これらを改善しなければテレワークの発展は難しいだろうと考えます。

2つ目は「安全・安心」についてです。降水に関して、年間を通して雨の降る日は減少していますが、ゲリラ豪雨や大型台風などによって、まとまった量の雨が降る日数が増えているという状況に変わりつつあります。国直轄の河川であっても、堤防が切れたり越えたりするほどの豪雨が頻発しており、私達はどのような場所に住めば安全なのか、様々な議論がなされています。居住に望ましいとされている場所が浸水想定区域に含まれてしまっている都市もかなりある状況です。

感染症・水災害などリスクが大きくなり、住まいの時間スケールの中にこうしたリスクが入ってくるようになってきているという現状を鑑みると、「ポストコロナの新しい日常に対してどのように目を向けていくか」と「頻発化・激甚化する災害にどのように対処していくか」、この2つが今回の住生活基本計画で非常に大きな話題かと思えます。2つとも「リスクとともに住まう」ということが重要な論点であり、リスク情報の重要性やその評価尺度についても、消費者に注目されつつあります。住宅を提供する側も、「情報と評価」をどう提供していくかが非常に強く求められているのが現在の状況だといえるでしょう。今回の住生活基本計画の見直しにおいては、ここがポイントであるとお考えいただいてもよいかと思えます。

新たな日常

コーディネーター

さいとう ひろこ
齊藤 広子氏

横浜市立大学 国際教養学部 教授

「新たな日常」という今回のテーマに際し、ニューノーマルな暮らし、リスクと付き合いながらの暮らしをどう考えていくかということについて、先生方と議論していきたいと思っております。新型コロナ感染症拡大によって大学の教員である私の暮らしは大きく変わりました。自宅で授業を行い、国等の委員会に参加し、講演などもしています。皆様も在宅勤務等のテレワークによって暮らしが大きく変わったのではないのでしょうか。ポストコロナ時代には私たちの暮らしはどう変わっていくのか。完全に元に戻っていくのか、あるいは新しい暮らし方が定着していくの

か、この辺りを議論していきたいと思えます。

在宅勤務等テレワークによって私たちは通勤から解放された一方で、イギリスではキーワーカー、日本ではエッセンシャルワーカーと呼ばれる、在宅勤務が出来ない方々も存在します。そういった方々は災害の時でも職場に駆け付けなければなりません。在宅勤務が可能な方にとっては郊外に住むことが魅力的な選択肢となる一方で、通勤を余儀なくされている方はますます都心に魅力を感じるという二極化が起きるのではないのでしょうか。私たちがリスクと付き合いながら、豊かな暮らしを実現していくためにはどのようにしていけば良いのか、本日はそれぞれの専門家の先生方にご意見をお聞きしながら進めて参りたいと思えます。

アフターコロナの、我が国の住まい・まちの変化

なかがわ まさゆき
中川 雅之氏

日本大学 経済学部 教授

ポストコロナで都市がどのように変わるのかということについて、経済学の観点からお話をさせていただきます。現在、コロナウイルスに起因する大きなショックが世界を席卷しております。今までは、人や機能を集めることで生産性を上げ、人々は豊かな生活を享受してきました。それは、「都市という技術」の体系を生み出し、それが繁栄の形として私たちの日々を支えてきたのです。しかし、コロナウイルスは感染力が強く、人々が密集するに応じて感染リスクは上昇します。人々が多く集まる都市ではそこから受ける影響も大きく、従来のように「都市という技術」が使えなくなったときに発生する負の影響もまた大きいと思われる。

人口密度が高ければ高いほど、感染者数は多くなっていきます。しかし、人口密度が高いところは感染しやすいけれども死亡しにくいというデータがあります。なぜならば、重症化を防ぐ高度な医療が、人口密度が低いところと比較したときに提供しやすいからです。反対に、人口密度の低いところでは感染リスクも低いですが、一度感染すると重症化してしまうケースが相対的に多いといえるでしょう。そのような側面を踏まえたときに、コロナのようなネガティブなショックに対して、人口密度は絶対的な負の影響を与えているかということと必ずしもそうではないといえます。スペイン風邪や関東大震災などといった、人口が密集しているところへのショックは過去に何度もありました。そうであっても百年、百五十年間ほど都市化は確実に進行してきました。つまり、ネガティブショックがあっても、人間は「都市という技術」を使い続け、繁栄や豊かな生活を享受することを手放さなかったのです。

いままで「都市という技術」を機能させるには、人が密集しなければなりません。しかし、テレワークなどといった新たな労働・生活様式には、人々が一か所に密集しなくとも、「都市という技術」を今まで通り動かせる可能性を秘めています。つまり、テレワークなどを労働様式に組み込んだとしても、生産性を落とさずに豊かな生活をうみだしていけるのかということが、今後追求すべき本質的な問題ではないかと思えます。そこで、経済学の観点から、テレワークのようなテクノロジーの導入が国土構造、東京一極集中への影響をもたらすのかを紹介します。

一般的に企業は、本社と生産プラントの2つによって成り立っており、本社は専門サポートを受けやすいところに立地さ



せたいけれども、生産プラントは中間財を多く供給される場所に立地したいと考えるため、双方が求める立地条件が一致しない傾向にあります。しかし企業を運営していくうえでは、本社と生産プラントの間での密なコミュニケーションが必要です。そこで発生するコミュニケーションコストをどのように加味し、どのような立地戦略を取るかを分析することが経済学的な企業分析の手法です。企業のとる立地戦略としてあるのが、本社と生産プラントを一緒にのところに作ってしまうパターンと、本社と生産プラントを分離して立地させるパターンの2つです。しかしテクノロジーの発展は、本社機能と生産プラントのコミュニケーションコストを引き下げていくので、本社機能を生産プラントから分離して立地してもよいだろうという志向が高まっていくだろうと予想できるのです。これを「ファンクショナル・アーバン・スペシャライゼーション」と呼びます。テクノロジーを導入していくと、本社が集中するような大都市と、それから生産プラントが集中する小規模都市に立地が分離していくというのが経済学の予想です。

しかしテクノロジーの導入が、必ずしも企業を環境を劇的に改善するというわけではありません。事務的職務に対してテレワークを導入したときに、テレワークを実施した方が生産性もボーナスも上がり離職率も減ったという実験結果があります。しかし、ボーナスも生産性も上がり離職率も下がったにもかかわらず、オフィスに戻る方が半数以上もいました。つまり、人々は職場の中のインタラクションを非常に重視する傾向にあるのです。そのため、完全なテレワークへの移行はなかなか難しいといえるでしょう。であるならば、完全なテレワークはできないにしても、自宅の中での仕事スペースの確保やサテライトオフィスがある環境を整えていくことが今後、必要になると経済学では考えております。

新型コロナ禍で変わる住まい・まちの在り方

いけもと よういち
池本 洋一氏

株式会社リクルート住まいカンパニー（現・株式会社リクルート）
SUUMO 編集長 兼 SUUMOリサーチセンター長

私の方からは、暮らしている方に向けた調査やSUUMOのログデータを基にお話をさせていただきます。まずは、コロナ禍における皆様の生活様式、考え方の変化について、8月から9月にかけて東名阪エリアでアンケート調査を実施し、皆様の意識構造の変化を探りました。生活における変化としては、住宅が多機能な場所にシフトしているという結果が出ました。仕事においては、リモートワークが進む一方で、会社への所属意識の低下が見られます。また、余暇の中心は、近場での消費へと変化しているようです。皆様の生活価値観については、見栄や成長意欲といったものは低下し、反対に内省的で個人化傾向が強まっているようです。住まいに対する総合的な価値観においては、ステータス性よりも現実的な機能性を重視する傾向が見られます。

続いて、皆様の行動の変化を中心にみていきましょう。外出自粛を受け、皆様自宅で余暇を過ごすことが多くなりました。一方で仕事に費やす時間は減少し、仕事の間の雑談、複数人での打ち合わせが減ったという声が聞かれています。情勢の悪化を受け、やはり雇用に関する不安が非常に高くなっているようです。加えて、協業の意識や仕事のやる気や集中力、会社への所属意識も減少している傾向があります。そのような状況の中で、働き方を重視する人よりも、日々の暮らしに人生の豊かさを見出す人が増えてきたといえるでしょう。

住宅意識の変化に関しては、部屋数・広さ・収納ニーズの大きく分けて3つの傾向が高まっています。在宅時間が長くなったことによって、住宅の遮音性、冷暖房効率、通風が重視されはじめ、さらに宅配ボックスのような新しい生活スタイルに合わせた設備を求める声も高まっています。

住居の場所に求める価値観もまた変化しており、物価、住居費が安いエリア、静かなエリア、自然豊かなエリア、そして大規模商業施設があるエリアに住みたいという要望がそれぞれ増えております。一方、子育て環境が良いエリアや収入や学歴など同じレベルの人が集まるエリアに住みたいという要望は減少しつつあるようです。つまり、社会的なステータスや、意識の高い人たちのコミュニティに所属したいという意欲が減退している傾向が見られるのです。ただ、実際の居住エリアの選択に関して劇的な変化が起きているかというところではありません。郊外、



地方移住の報道はされていますが、変化は徐々にが実態です。

世の潮流変化に乗ってではなく、個々人が自身の状況を踏まえて意思決定しています。

次に、都市についてのお話です。仕事環境などの変化により、郊外化や地方移住の話が増加しつつありますが、単に都市部を離れればよいという動きではなく、住居の広さや利便性を求める傾向が高まっています。一方で資産価値を気にする人もかなり多くなっており、①駅近マンション、②人気駅の隣の各駅停車駅、③郊外ワンストップの中核駅付近、④都内プラスリゾートの二拠点という4つの方向性を重視する傾向が強くなっていくのではないかと考えております。

最後のまとめになります。直近で伸びてきたニーズはもともと潜在的にあったものであり、それがコロナで加速されたに過ぎません。ですので、今後職住融合や二拠点融合の動きは止まることはないと思っています。反対にコロナ禍で生まれた郊外の居住形態は、一定の期間を経て元に戻ってくるかもしれません。また、テレワークに適した住居やウォークアブルな街なみといった快適な居住環境は、一度それらを含んだ生活体系が確立すると、今後も長く求められ続けていくのではないかと分析しています。

令和2年度 第51回プレハブ住宅コーディネーター資格認定試験 成績優秀者

教育委員会では、プレハブ住宅コーディネーター制度の意義を内外に示すとともに、受講者の同制度への取り組みに対するモチベーションアップに繋げることを目的として、平成29年度より成績優秀者を表彰し、公表しております。

第51回の本年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、資格認定講習会をWeb講習とし、資格認定試験につきましてもWebにて受験していただきました。

令和3年2月に開催されたWeb講習に628名が受講され、Web上で実施された資格認定試験に494名が合格し、その中の成績優秀者15名の皆様をご紹介します。

従来と異なる実施となりましたが、受講者並びに所属会社の皆様にはご協力頂き、誠にありがとうございました。

(氏名:五十音順)



おおこうち けい
大河内 慶

旭化成ホームズ株式会社
関西・西日本営業本部
阪奈支店

【コメント】

今回のプレハブ住宅コーディネーターの資格取得にあたって、必要な知識を身につけることができました。今後もお客様にベストな提案を出来るよう、日々精進致します。



くにと むねあき
国土 宗暉

積水ハウス株式会社
つくば支店

【コメント】

今回の試験を通じて蓄えた知識を実務で活かせるよう、努めます。また、常にベストな提案ができるよう日々の勉強を継続して行います。



くぼた ともや
久保田 智哉

ミサワホーム株式会社
首都圏営業本部
千葉・茨城支社 千葉支店

【コメント】

受験を通し、住宅に関する知識を得ることができた一方で、膨大な知識量を要する仕事だということも痛感致しました。今後もおお客様の為に精進して参ります。



こせ たから
古瀬 宝

ミサワホーム株式会社
首都圏営業本部
埼玉・群馬支社 埼玉支店

【コメント】

プレハブ住宅コーディネーターの資格取得により、様々な知識を習得することが出来ました。お客様にご満足頂けるご提案をするため、今後も継続して勉強していきたいと思っております。



さの みゆき
佐野 美幸

旭化成ホームズ株式会社
東京営業本部 新宿支店

【コメント】

今回プレハブ住宅コーディネーター試験で得た知識を今後の業務にも活かし、お客様に喜んで頂けるよう精進致します。



しまだ だい
島田 大

旭化成ホームズ株式会社
東京営業本部 城北支店

【コメント】

プレハブ住宅コーディネーター試験とその学習で身につけた知識をお客様への提案などで継続的に実践してまいります。



すずき なつ
鈴木 菜都

旭化成ホームズ株式会社
東京営業本部 東京西支店

【コメント】

お客様に正しい知識でご提案し、信頼していただける担当になれるよう、これからも精進していきたいと思っております。



ふじい としき
藤井 敏喜

旭化成ホームズ株式会社
東京営業本部 渋谷支店

【コメント】

今回の試験を通して学んだことを踏まえ、多くのお客様により良いご提案をし、お役に立てるよう尽力して参ります。



まきの
牧野 かのん

ミサワホーム株式会社
首都圏営業本部
埼玉・群馬支社 埼玉支店

【コメント】

成績優秀者に選ばれることができ、大変うれしく思います。今回身につけた知識を定着させ、お客様に的確なアドバイスのもとお住まいづくりのお手伝いができるようこれからも精進します。



まつづき たかし
松月 隆志

セキスイハイム東海株式会社
西部支社 浜松支店

【コメント】

今回のプレハブ住宅コーディネーターの試験を通じ、幅広い知識を得ることが出来ました。多くのお客様に信頼頂けるよう、今後も精進致します。



まつばら あかり
松原 朱里

トヨタホーム岐阜株式会社
分譲開発 分譲課

【コメント】

講習会を通じてプレハブ住宅の歴史や現状の課題等幅広く知識を身に付けることができました。今後もお客様に寄り添い、理想の住まいがご提案できるよう自己研鑽に努めてまいります。



まつもと
松本 ゆり子

旭化成ホームズ株式会社
関西・西日本営業本部
福岡支店

【コメント】

まだ経験が浅い中、プレハブ住宅コーディネーター試験での知識が自分の営業としての信頼の一つにつながっていると思います。この知識を存分に活かし、今後の活動により邁進します。



みくに ようへい
三國 陽平

積水ハウス株式会社
札幌支店

【コメント】

プレハブ住宅コーディネーター試験を通じて改めて住宅営業に必要な知識を学ぶことが出来ました。今回学んだ知識を生かし、住宅のプロとしてお客様により良い提案を出来るように日々の業務に努めて参ります。



やまぐち たくみ
山口 拓洋

ミサワホーム株式会社
首都圏営業本部 東京支社
東京北支店

【コメント】

お客様のお住まいづくりが素晴らしいものとなるように、これからも知識と経験を増やしていきながらお客様に寄り添った営業を心掛けて参ります。



やまざき りな
山崎 梨奈

旭化成ホームズ株式会社
関西・西日本営業本部
兵庫西支店

【コメント】

この度は、このような結果を得られましたこと、大変嬉しく思っております。今後も身につけた知識を生かし、精進してまいります。

「PC部材製造管理技術者資格認定 第4回講習・試験」を実施

今日の建築生産における技術開発の進歩や社会情勢の変遷に伴い、従来の壁式プレキャスト鉄筋コンクリート工法から架構式のプレキャスト鉄筋コンクリート工法による高層集合住宅や一般建築物へとプレキャスト部材の適用領域が拡大されてきています。これに連動してプレキャスト部材に使用されるコンクリートにも高強度化や高品質化の傾向が見られ、日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説 JASS 10(プレキャスト鉄筋コンクリート工事)の2013年の改定で必要な品質が規定され、プレキャスト部材の製造管理にもより幅広い知識が求められています。

当協会では、プレキャスト部材製造管理技術者の資質の向上と社会的地位の確立を図ることにより、プレキャスト部材製造工場のレベルアップを目指し、「PC部材製造管理技術者資格認定制度」を設け、平成29年度より実施しています。

本制度による第4回目の講習・試験が令和2年11月14日に東京で行われました。当日は新型コロナウイルス感染防止対策として受験者数を会場定員の3分の1以下とし、検温・消毒・パーティ

ション設置など多くの対策を取り、トラブルもなく開催することができました。会員会社、受験者皆様のご理解、ご協力に感謝申し上げます。

また、12月17日に開催されたPC部材製造管理技術者資格認定企画委員会(委員長:早川光敬前東京工芸大学教授)において、35名の合格を決定し、現在286名が認定、登録されています。



講習・試験会場風景

ASSOCIATION NEWS

理事会

理事会開催

3月22日(月)、ホテルグランドヒル市ヶ谷(東京都新宿区)において当協会理事会を開催し、下記事項が審議・承認されました。

理事会審議事項

【審議事項】

〈第1号議案〉令和3年度事業計画書に関する件
原案のとおり承認されました。

〈第2号議案〉令和3年度収支予算書に関する件
原案のとおり承認されました。

〈第3号議案〉会員入会承認に関する件
株式会社AVANTIA及び日工株式会社より賛助会員への入会申込があったため、定款第6条の規定により会員入会の承認を諮り、承認されました。

〈第4号議案〉通常総会に関する件

第9回通常総会に関する目的事項等について、原案のとおり承認されました。

日時:令和3年6月2日(水)13:30~15:00

場所:如水会館(東京都千代田区)

目的事項:○令和2年度決算

○役員選任

○報告事項

・令和2年度事業報告

・公益目的支出計画実施報告書

【報告事項】

○第51回プレハブ住宅コーディネーター資格認定試験成績優秀者について

○職務執行状況(令和2年11月1日~令和3年2月28日)報告について
専務理事より、上記2件について報告を行いました。

新規会員のご紹介

新たに入会された会員会社をご紹介します。

□ 令和3年 3月 22日付入会

賛助会員

株式会社AVANTIA



代表取締役社長 沢田 康成

本社所在地：愛知県名古屋市瑞穂区
妙音通三丁目31-1

電話：052-859-0034

会社HP
はこちら



【会社概要・事業内容】

愛知県名古屋市に本社を置き、注文住宅事業、戸建分譲事業をはじめとした総合不動産サービス事業を行っております。

【プレ協会員へのメッセージ】

創業32年で培った経験と実績のもと、建築の近代化や経済の繁栄と向上に寄与したいと考えております。協会の皆様にはご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

日工株式会社



代表取締役社長 辻 勝

本社所在地：兵庫県明石市大久保町江井島1013-1

電話：078-947-3131

会社HP
はこちら



【会社概要・事業内容】

コンクリートバッチャープラント及び制御装置の設計・製作・販売及びメンテナンスを行っています。

【プレ協会員へのメッセージ】

社是「企業を通じて社会に奉仕する」の精神で、生産性向上や低炭素社会の実現に貢献してまいります。宜しくお願い致します。

規格建築部会

応急仮設住宅建設机上訓練の実施

令和2年度の応急仮設住宅建設机上訓練は、1月7日に「緊急事態宣言」が発出されたため、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、訓練内容の一部を簡略化することとして、リモートにより実施し、規格建築部会会員14社、44名が参加しました。

大規模災害により応急仮設住宅を建設する場合、被災都道府県・救助実施市、当協会、会員会社の3者による緊密な連携がより重要であるという認識のもと、当協会・会員会社が「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」に基づき、応急仮設住宅の配置計画を迅速に作成出来ることを目的として机上訓練を実施しました。

開催に先立ち、平松専務理事より「プレ協の応急仮設住宅は、技術力を生かし様々な改良を加えて実績を積んできました。参加者の皆様には、これまでの経験・実績を学び今回の訓練に積極的に取り組んでいただき、成果を挙げていただきたい。」との挨拶がありました。

例年は、各班に分かれて検討し、配置計画を作成する訓練方式ですが、今年度は、あらかじめ建設候補地の調査を行い、配置計画を作成した5ヶ所の建設候補地について、各担当会社が現地調査の報告及び配置計画をリモート方式で発表しました。訓練参加者は、発表内容をひとつずつ確認しながら様々な問題点や課題に対して活発な意見交換を行いました。



令和3年度事業計画書

令和3年3月22日(月)開催の理事会にて審議・承認された当協会の令和3年度事業計画は、以下のとおりです。

I 基本方針

1. 経済社会の動向と建築・住宅を取り巻く環境

内閣府発表の「2020(令和2)年10～12月期四半期別GDP速報(2次速報値)」(令和3年3月9日内閣府発表)において、10～12月期の実質GDP成長率(季節調整済)は、2.8%(年率11.7%)と2期連続のプラスとなったが、2020年年間では、マイナス4.8%と2009年以来のマイナス成長となった。昨年の年初以降の世界規模での新型コロナウイルス感染症拡大の深刻な影響が続いており、回復の兆しは見えず、予断を許さない状況にある。

住宅市場は、一昨年の消費税の引上げによる影響から少しずつ回復の傾向が見られたが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は大きく、住宅着工戸数も、昨年の持家は約26万1千戸(対前年比マイナス9.6%)、貸家は約30万7千戸(マイナス10.4%)、全体で約81万5千戸(マイナス9.9%)となり、4年連続の減少となった。持家は昨年の増加から再びの減少となった。プレハブ住宅についても、4年連続の減少が続き、持家は約3万6千戸(マイナス14.1%)、貸家は約6万8千戸(マイナス13.4%)、全体で約11万戸(マイナス13.4%)となった。

こうした厳しい状況の下、昨年末には「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」が取りまとめられ、住宅ローン減税の控除期間拡大の延長や贈与税非課税枠の維持、最大100万ポイントのグリーン住宅ポイント制度の創設等が盛り込まれたところであり、これらの効果を十分に生かして、日本経済に貢献するべく住宅市場の活性化に努めるとともに、引き続き市場の動向を見極め、必要に応じ新たな政策提案を行えるよう不断の検討を行っていく必要がある。

昨年9月に菅内閣が発足し、所信表明演説において2050年までのカーボンニュートラルの実現を宣言し、12月には「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定された。その中では、LCCMやZEHの普及、省エネ改修の促進、高効率機器や再生可能エネルギーの導入、HEMSによるエネルギー管理の推進等が掲げられた。また、コロナ禍において明らかとなった行政手続き上の課題やデジタル化の遅れに対し、「規制改革実施計画」が決定され、さらには「デジタル社会の実現」に向けたデジタル庁の設置をはじめとする政策パッケージの法制化が進められている。

さらに、新たな住生活基本計画が閣議決定され、「『新たな日常』やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現」、「頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保」、「脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成」等、8つの目標が示された。

当協会の会員はこれらの政策の先導的な推進役として期待されており、長期優良住宅やZEHなど良質な住宅ストックの供給を通して目標の達成に貢献するとともに、将来の世代に継承できる良質な住宅ストックを形成し、それらが市場で評価され、安心して既存住宅として流通が活性化されるよう、先頭を切って取り組みを進めていく必要がある。また、デジタル技術を活用して住まいや暮らしに係るサービスの向上や生産性の向上に向けた取組みを進めていく必要がある。

東日本大震災から10年を経て、近年の豪雨・台風災害の激甚化・頻発化や南海トラフ地震等の大規模地震の切迫化を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定された。PC業界としてプレキャストコンクリートの高耐震性、高耐水性等の優れた性能や、工期短縮など厳しい労働環境への対応力を生かして社会の要請に応えるべく、プレキャストコンクリート製品の品質・技術の維持向上と需要開発に向けた取組みを推進する必要がある。

また、災害発生時には、被災者の方々の一刻も早い生活の再建に協力できるよう、コロナ対策やデジタル技術の活用、さらには循環型経済への配慮を行いつつ、スピードを持って着手し災害の規模に応じて供給可能という規格建築の特色を生かし、応急仮設住宅のより迅速な供給に向けた取組みの強化が重要である。今後、南海トラフ地震、首都直下地震をはじめ、各地で自然災害の予想がなされる中、万が一の大規模広域災害が発生した場合に備え、応急仮設住宅の建設や住宅の復旧・復興等に迅速、効率的に取り組めるよう、地方公共団体との連携強化と供給体制の整備を引き続き進める必要がある。

2. 令和3年度事業の実施方針

このような状況の下、プレハブ建築の研究開発及び建設・普及を通じて、良質な社会資本の形成と豊かな生活環境の創造を推進するという当協会の設立目的のもとで、政府の施策等を踏まえつつ、令和3年度においても協会事業の積極的な推進を図る。特に、工業化住宅・建築の特徴である優れた品質・性能の住宅供給とこれによる社会貢献を対外的に一層アピールするとともに、会員のストックビジネスの拡大に留意した活動を行う。

事業の推進に当たっては、会員が負担する会費や認定料、手数料等が主たる財源となっていることに鑑み、支出の効率化・合理化を引き続き努めるものとする。

事業は、プレハブ建築協会「行動憲章」及び「行動ビジョン」に基づき、次の観点からその展開を図る。

(1) 安全安心への配慮

本格的な少子高齢社会の到来を踏まえ、生活の原点であ

る安全安心の確保のために、建築・住宅における安全性、耐久性、快適性等の品質・性能の向上を図るとともに、大規模な災害等に対しても安全性を確保した生活基盤づくりを目指す。

令和3年度は、安全安心な住宅の供給を推進するとともに、随時発生する災害に対し応急仮設住宅の建設等に迅速かつ適切な対応を図るほか、これまでの東日本大震災、熊本地震、東日本台風等での経験等を踏まえ、今後起こりうる大規模広域災害に備え、応急仮設住宅の建設、住宅の復旧・復興等に迅速に取り組む体制の整備を進めるとともに、人材の育成や啓発活動にも取り組む。

また、応急仮設住宅建設協定を締結している地方公共団体との意見交換等の充実を図り、災害発生に備えた連携の強化を推進する。

(2) 良質な社会ストックの形成

プレハブ建築技術の進展を通じて、良質な建築・住宅の提供と豊かな街並みの形成を図るとともに、既存建築物の質の向上を進めることにより、長期に亘って活用される良質な社会ストックの形成に寄与し、豊かな社会の実現を目指す。

令和3年度は、新たな住生活基本計画を踏まえて「新たな推進プラン」を策定するとともに、引き続き長期優良住宅やZEHの普及促進やPRを行うほか、既存住宅状況調査技術者・プレハブ住宅点検技術者の育成、リフォーム部門の人材育成の強化など住宅ストック維持改善に係る取組み等により住宅・不動産市場の活性化に引き続き取り組む。

(3) 新たなニーズに対応した市場の創造

豊かなコミュニティの形成、住まい手の価値観の変化のほか、人手不足、短工期への対応などによる新たなニーズに対応し、時代の要請に応える市場の創造を図る。

令和3年度は、高耐震性等優れた性能や工期の短縮化に対応できるPC建築の需要拡大を図るほか、「新たな日常」やDXの進展も見据えた住生活の向上に資する各種具体的実施策やアフターサービスのレベルアップによる顧客満足度(CS)の更なる向上、新たな技術の導入推進の検討等に取り組む。

(4) 地球環境への配慮

美しい地球環境を保全するために、地球温暖化防止、省エネルギー及び環境共生に対する配慮を通じて、持続型社会の実現を目指す。

令和3年度は、「2050年カーボンニュートラル」を踏まえ、新たな「環境ビジョン」を策定するとともに、住宅や街づくりにおける環境対策を推進する。また、規格建築におけるリユース・リサイクルに係る取組み等を推進する。

(5) 国際貢献

技術交流の促進や災害時の復旧協力などを通じて、国際的な協調社会の実現を目指す。

令和3年度は、海外におけるPC工法の普及に向けた技術支援への協力や関係機関との情報交換等を推進するとともに、

住宅部会で会員が展開している海外活動の情報共有を図る。

(6) 人材の育成

プレハブ建築技術・技能の継承と向上を図るとともに、時代の要請に応じた新たなニーズに対応できる人材を育成するため、教育、指導及び啓発活動を推進する。

令和3年度は、PC工法施工管理技術者資格認定制度・PC部材製造管理技術者資格認定事業、プレハブ住宅コーディネーター資格認定事業等の推進に取組むとともに、宅地建物取引業法に係る既存住宅状況調査技術者及びプレハブ住宅点検技術者の養成を行うほか、リフォーム部門の人材育成を強化するため「プレハブ住宅リフォームコーディネーター講習」を開催する。

また、建設キャリアアップシステムに係る政府や住宅産業全体の動向を踏まえつつ、プレハブ建築マイスター認定制度の充実を図り、プレハブ建築大工技能者の適切な評価を推進する。

また、協会事業や会員企業の取組みが成果を上げるための環境整備として、関係諸機関に対する必要な提言・要望活動を積極的に展開する。

II 具体的な活動計画

1. 企画運営委員会

- (1) アフターコロナや働き方改革等による国民の生活環境の変化に伴う負担の増加を踏まえ、一般社団法人住宅生産団体連合会と連携して、安定的かつ恒久的な負担軽減を含めた住宅税制の見直しや住宅投資安定化対策の在り方について検討を進める。
- (2) 住宅・建築・土地に係る制度や施策に関する会員の要望を的確に取りまとめるとともに、税制、補助・融資制度等について市場の動向や国民の声を踏まえ検討し、国土交通省、経済産業省、環境省、住宅金融支援機構等関係機関に対し積極的に提言・要望を行う。
- (3) 協会の円滑な運営を図るため、協会事業の実施状況及び会員の入退会の状況等の確認を行い、理事会に付議する重要事項の審議を行う。

2. PC建築部会

- (1) PC部材品質認定事業、PC構造審査事業、PC工法施工管理技術者資格認定事業、PC部材製造管理技術者資格認定事業の4事業を継続して行うとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた新たな運営方法を検討する。
- (2) PC工法溶接管理技術者の既資格者からの申請に応じて認定証の書換え手続き等を行う。
- (3) 東日本大震災から10年を迎え、PC工法による災害公営住

宅建設の記録誌編纂を通じて今後の備えとするとともに、減災技術にも有益であることを行政機関などに発信し普及を図る。

- (4) 部会でまとめた研究成果(プレストレスト建築の魅力、PC工法による耐震改修の提案、ストック住宅のリニューアル技術等)について関係事業主体に対し、需要開発に向けた活動を引き続き行う。
- (5) 一般社団法人日本建築学会(以下「日本建築学会」という。)を始め、関係事業主体が主催する委員会及びWGに技術者を派遣し、PC構造に関する基準・指針の作成作業、建築基準法・建築士法等の改正に関連し現状の課題について提案・支援を行う。
- (6) 日本建築学会「建築工事標準仕様書・同解説JASS 10プレキャスト鉄筋コンクリート工事」の改定に向けて、JASS 10改定準備WGに委員を派遣するとともに改定準備作業に協力する。
- (7) PC建築物の耐震診断業務及び耐震改修工法の提案等について関連協会との連携を強化し技術の向上を図る。
- (8) 海外における工業化工法の普及に向けた技術支援に協力し、友好的交流を図る。
- (9) 広報活動として、ホームページ及び部会誌の内容を更に見直す。また、幅広く情報を収集し、委員会活動を支援する。さらに協会の活動及びPC工法の普及に向けた資料整理を行い、関連団体への広報活動を行う。

3. 住宅部会

- (1) 「住生活向上推進プラン2020」の5年間の総括を行うとともに、3月閣議決定の「住生活基本計画」を踏まえた住宅部会活動の基本的な計画となる新たな「推進プラン」を策定・公表し、各委員会・分科会で連携した活動を推進する。
- (2) 安全・安心の更なる確保と先導的技術・性能向上への取り組みとして、法改正や住宅政策、情報通信政策及び新エネルギー政策等に対する対応、並びに国への提言や要望活動を行うとともに、先導的技術開発を進め普及促進に努める。また、各種性能評価指標を積極的に活用し、工業化住宅の更なる性能向上を図る。
- (3) 良質な住宅ストックの普及促進施策として、「長期優良住宅認定制度」を活用し、新築住宅の質の更なる向上を図る。また、高レベルのリフォームを推進するためのリフォーム部門に係る人材育成の強化を目的とした「プレハブ住宅リフォームコーディネーター講習」を開催し、住宅ストックの品質向上に資する。
- (4) 宅地建物取引業法における「既存住宅状況調査技術者(工業化住宅コース)」講習を公益社団法人日本建築士会連合会と連携して運営するとともに、「プレハブ住宅点検技術者」講習を実施し、点検の質の向上及び点検員のスキル向上に努める。なお、点検技術者育成促進のためのWeb考査システムの運用を継続する。
- (5) 建設キャリアアップシステムに係る「プレハブ建築マイスター認定制度」の充実と「登録建築大工基幹技能者講習」受講の促進

を図り、プレハブ建築大工技能者の適切な評価を推進する。

- (6) 社会や時代の要請に対応した新たな取り組みや新技術開発に関する会員各社の取り組み事例をホームページに公表するとともに、報道関係者への情報提供を行うこと等によりプレハブ住宅の優位性を訴求する。
- (7) 環境行動計画「エコアクション2020」の総括を行うとともに、政府の「2050年カーボンニュートラル達成」宣言を踏まえた新たな「環境ビジョン」と「行動計画」を策定・公表し取り組みを推進する。
- (8) 国際的な住宅・住環境向上に貢献するため、会員各社の海外での取り組み事例を共有するとともに、英語版ホームページの充実を図る。
- (9) 住宅産業に係る幅広い人材の育成と情報発信の充実を図るため、「プレハブ建築品質向上講習会」や「住宅産業CS大会」へ積極的に協力するとともに、「住宅部会ゼミナール」、「すまい・まちづくりシンポジウム」及び「環境シンポジウム」を開催する。
- (10) 首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害時に迅速に支援できる体制構築のために作成した「災害対応マニュアル(住宅部会版)」の運用に係る検討、及び「緊急時連絡担当者」名簿を整備する。また、平時から規格建築部会とも情報交換を行う。
- (11) 東日本大震災の応急仮設住宅の維持保全や解体等について、岩手県、宮城県及び福島県並びに他団体の建設事業者と連携して迅速に対応できる体制を維持する。

4. 規格建築部会

災害が発生した場合に応急仮設住宅の迅速かつ適切な建設の推進を行うことをはじめ、次の各事業を実施する。

- (1) 広域災害対策について、住宅部会との連携を含めて、在り方を検討するとともに、地方公共団体との連携強化と情報共有のための「広域災害対応セミナー」を開催する。
- (2) 応急仮設住宅の建設におけるDXの推進を検討する。
- (3) 「令和3年度応急仮設住宅建設関連資料集」を発行するとともに、応急仮設住宅建設協定を締結している地方公共団体を順次訪問し意見交換を行うなど、地方公共団体との連携強化を図る。また、必要に応じて、同協定の更改を行う。
- (4) 会員会社による応急仮設住宅の建設に係る机上訓練を行う。
- (5) 応急仮設住宅の建設を迅速かつ円滑に行うための建設対応訓練を行う。(地方開催)
- (6) 応急仮設住宅に関する資材・器材の供給能力調査や組立ハウス・ユニットハウスに関する市場調査を引き続き行う。また、活動をPRするため部会ホームページの更新及び改訂を行う。
- (7) 「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」の改訂作業を進める。
- (8) 応急仮設住宅(組立・ユニット)のプラン及び仕様について、地方公共団体からの要請、感染症対策等に基づく見直しを検討する。

- (9) 応急仮設住宅の早期着工を図るため、地方公共団体向けの配置計画作成要領の作成等を検討する。
- (10) 地方公共団体が主催する防災訓練や机上訓練等に参加する。
- (11) 既設の応急仮設住宅の解体完了確認などの維持管理を行う。
- (12) 「リユース鉄骨部材の運用管理指針・同解説」の改訂を検討するとともに、リユース鉄骨部材運用責任者講習会を開催する。また、フルリユース応急仮設住宅を検討する。

5. 広報委員会

- (1) 会誌「JPA」について、内容の充実を図りつつ年4回発行する。協会ホームページについて、各部会・委員会の活動状況報告のトップページへの速やかな掲載を促進し、アクセス数の情報解析についてもタブレット別や国別等更に充実させて、ホームページを活用した情報発信の広報活動を継続して推進する。
- (2) 新規会員に関する情報を、引き続き会誌「JPA」及びホームページに掲載して会員等への周知を図る。
- (3) 協会活動のPRを有効に行うため、各部会・委員会と連携して広報活動を推進する。「プレハブ建築協会の事業活動」等のパンフレットを改訂する。
- (4) E-mail等を活用して、JPAニュース、国土交通省をはじめとする行政情報及び住宅生産団体連合会情報等を随時配信し会員へ情報提供を行う。
- (5) プレハブ住宅完工戸数の実績調査を行い、「プレハブ住宅完工戸数実績調査及び生産能力調査報告書」を発行し、会員等へ配布する。

6. 教育委員会

- (1) プレハブ住宅コーディネーター資格認定事業について、新規認定講習会・同認定審査、成績優秀者の表彰・公表、資格認定者の公表、更新講習会・同認定審査及び2回目以降更新申請の認定審査を引き続き実施する。
- (2) プレハブ住宅業界における住宅そのものの質や営業・設計・建設・アフターサービス担当者等の資質向上を目指すため、その基礎資料となる「信頼される住まいづくり」アンケート調査について、昨年度から開始したWebアンケートと従来のペーパーアンケートを併用で実施する。
- (3) 会員社員の資質向上により顧客満足度の向上を図るための取組みとして、住宅産業CS大会を開催する。
- (4) プレハブ建築品質向上講習会について、東京と大阪の2会場で開催する。
- (5) 講習会等の開催に際しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止について十分に配慮する。

7. 瑕疵担保保険推進委員会

- (1) 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づく団体保険取次受託業務を引き続き実施し、団体保険利用による会員及び会員関係会社の利便性の向上を図る。

また、同法の改正を踏まえて、制度の円滑な利用に取り組むとともに、引き続き手続き改善に繋げるため、国土交通省等関係機関への要望について検討を行う。

- (2) 瑕疵担保保険情報の収集及び発信等を通じて団体保険参加事業者数の拡大を図るとともに、提携保険法人との連携強化により、団体保険取次受託業務の対応力拡充と効率的運用を推進する。また、関西支部による保険取次業務を継続する。
- (3) 自主検査業務の安定的運用を図るため、団体検査員の新規及び更新講習会を適時開催し、団体検査員に対する定期監査を実施する。
- (4) 協会の住宅瑕疵担保責任保険ホームページによる瑕疵担保保険情報の適時提供により、団体保険参加事業者の瑕疵担保保険契約申込み業務の円滑化を図る。

8. 一級建築士事務所

- (1) PC建築に関する設計・積算、技術調査等事業主体からの業務委託に的確に対応する。
- (2) PC工法による災害復興住宅等の設計及び工事監理を行う。
- (3) PC建築物の耐震診断業務や耐震改修設計業務を実施するとともに、学識経験者等による耐震診断調査審査委員会にて診断方針、診断結果等に対する審査を引き続き行う。
- (4) 一級建築士事務所のPR用パンフレットを関係事業主体等に配布する等により、PC建築の需要の拡大に努める。
- (5) 新規の設計や特殊な建物について、協会会員を対象とした見学会を開催すること等により会員のPC建築技術の向上に努める。

9. 支部

- (1) 北海道、中部、関西及び九州の各支部において、地域の建築・住宅関連団体や関係行政機関の理解と協力を得ながら、環境に優しい点などプレハブ建築・住宅の特性や優位性を各方面にアピールし、その普及に努める。
- (2) プレハブ技術の優位性、プレハブ技術の健全な市場の形成という観点に立って、公共事業発注主体への要望活動を引き続き実施するとともに、地方公共団体が行う建築・住宅関連の取組み、イベント、研修会等に積極的に参加・協力する。
- (3) 支部活動の更なる充実を図るため、協会会員の入会勧誘活動を行う。

10. その他

- (1) 令和3年5月・6月に理事会及び総会、令和4年3月に理事会を開催するほか、令和4年1月には、会員相互及び関係機関等との交流を深めるため関係行政機関、関係団体等を招いての新年賀詞交歓会を開催する。
- (2) 住生活月間(10月)に積極的に協力するとともに、WOODRISE 2021 KYOTOへの協力など、引き続き関係団体との密接な連絡・連携を図る。

住宅関連予算・税制等の概要

■新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図る総合経済対策として、グリーン住宅ポイント制度の創設等が決定され、補正予算に措置されました。

グリーン住宅ポイント制度の概要

1 制度の目的・概要

高い省エネ性能を有する住宅を取得する者等に対して、商品や追加工事と交換できるポイントを発行することにより、グリーン社会の実現および地域における民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資を喚起し、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図る。

2 ポイントの発行

令和2年12月15日(閣議決定日)から令和3年10月31日までに契約を締結した一定の省エネ性能を有する住宅の新築(持家・賃貸)、一定のリフォームや既存住宅の購入が対象

住宅の新築(持家)

対象住宅	発行ポイント	
	基本の場合	特例の場合*
①高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素建築物、性能向上計画認定住宅、ZEH)	40万Pt/戸	100万Pt/戸
②省エネ基準に適合する住宅 (断熱等級4かつ一次エネルギー等級4以上を満たす住宅)	30万Pt/戸	60万Pt/戸

*特例の場合(以下のいずれかに該当)
・東京圏から移住**1するための住宅
・多子世帯**2が取得する住宅
・三世代同居仕様である住宅**3
・災害リスクが高い区域**4から移住するための住宅

既存住宅の購入(持家)

対象住宅	発行ポイント
①空き家バンク登録住宅	30万Pt/戸
②東京圏から移住**1するための住宅	(住宅の除却を伴う場合は45万Pt/戸)
③災害リスクが高い区域**4から移住するための住宅	15万Pt/戸
④住宅の除却に伴い購入する既存住宅	15万Pt/戸

住宅の新築(賃貸)

対象住宅	発行ポイント
・高い省エネ性能を有する(賃貸住宅のトップランナー基準に適合)全ての住戸の床面積が40㎡以上の賃貸住宅	10万Pt/戸

※1)東京圏から移住:一定期間、東京23区内に在住又は東京都(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)(条件不利地域を除く)に在住し東京23区内へ通勤している者が行う東京圏(条件不利地域を除く)以外への移住
※2)多子世帯:18歳未満の子3人以上を有する世帯 ※3)三世代同居仕様である住宅:調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2つ以上が複数箇所ある住宅
※4)災害リスクが高い区域:土砂災害特別警戒区域又は建築基準法に基づく災害危険区域(建築物の建築の禁止が定められた区域内に限る)
※5)若者世帯:40歳未満の世帯、※6)子育て世帯:18歳未満の子を有する世帯

住宅のリフォーム(持家・賃貸)

発行ポイント数:1戸あたり上限30万Pt

【上限特例①】若者・子育て世帯**5がリフォームを行う場合、上限を45万Ptに引上げ(既存住宅の購入を伴う場合は、上限60万Ptに引上げ)
【上限特例②】若者・子育て世帯以外の世帯で、安心R住宅を購入しリフォームを行う場合、上限を45万Ptに引上げ

対象工事等	発行ポイント数	
	窓・ドア	断熱改修
ガラス	0.2~0.7万Pt/枚	2.4, 2.8万Pt/箇所
内外窓	1.3~2万Pt/箇所	
ドア	5, 10万Pt/戸	
断熱改修	外壁、屋根・天井又は床	1.6, 3.2万Pt/戸
	外壁	3, 6万Pt/戸
エコ住宅設備	太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯器	2.4万Pt/戸
	節水型トイレ	1.6万Pt/台
耐震改修	節湯水栓	0.4万Pt/台
	耐震改修	15万Pt/戸
バリアフリー改修	手すり	0.5万Pt/戸
	段差解消	0.6万Pt/戸
	廊下幅等拡張	2.8万Pt/戸
	ホームエレベーター設置	15万Pt/戸
	衝撃緩和量の設置	1.7万Pt/戸
リフォーム瑕疵保険等への加入	0.7万Pt/契約	

※既存住宅を購入しリフォームを行う場合、各リフォームのポイントを2倍カウント
※上記算定特例を除いた発行ポイント数が5万Pt未満のものはポイントの発行対象外

いずれか必須
任意

3 ポイントの交換対象商品等

- ・「新たな日常」、「環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援、働き方改革」、「地域振興」に資する商品
- ・「新たな日常」(テレワークや感染症予防)及び「防災」に対応した追加工事 ※住宅の新築(賃貸)は追加工事のみ

※グリーン住宅ポイント制度の情報は以下のホームページでも公開しております。

国土交通省 グリーン住宅ポイント制度 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000181.html
一般社団法人 住宅生産団体連合会 <https://www.judanren.or.jp/publication/green-point.html>

引用元:国土交通省ホームページより

□住宅ローン減税の適用延長に合わせてすまい給付金の引き渡し期限の延長等が図られました。

すまい給付金の概要

- すまい給付金は、住宅ローン減税の拡充措置を講じてもお効果が限定的な所得層に対し、住宅取得に係る消費税負担増をかなりの程度緩和するため、収入に応じ現金を給付する制度。(2021年12月末まで**1に引渡しを受け、入居した方が対象)
- 一定の期間(*)に契約した者について、引渡し期限の延長、床面積要件の緩和の措置を実施。

(*)一定の期間 注文住宅の新築の場合 : 令和2年10月から令和3年9月末まで
分譲住宅・既存住宅の取得の場合 : 令和2年12月から令和3年11月末まで

1. 給付額

【消費税率8%時】

(参考)収入額の目安	住民税(都道府県)所得割額 ^注	給付額
425万円以下	6.89万円以下	30万円
425万円超475万円以下	6.89万円超8.39万円以下	20万円
475万円超510万円以下	8.39万円超9.38万円以下	10万円

【消費税率10%時】

(参考)収入額の目安	住民税(都道府県)所得割額 ^注	給付額
450万円以下	7.60万円以下	50万円
450万円超525万円以下	7.60万円超9.79万円以下	40万円
525万円超600万円以下	9.79万円超11.90万円以下	30万円
600万円超675万円以下	11.90万円超14.06万円以下	20万円
675万円超775万円以下	14.06万円超17.26万円以下	10万円

注 都道府県民税率4%の場合の住民税(都道府県)所得割額

※1:一定の期間(*)に契約した者については、令和4年12月末まで

※2:一定の期間(*)に契約した者については、40㎡以上

2. 給付対象

自ら居住することを目的とした、以下の要件を満たす住宅

【住宅を新築又は新築住宅を取得する場合】

①住宅ローンを利用する場合の要件

- ・床面積50㎡以上^{※2}の住宅
- ・施工中等に検査を実施し、一定の品質が確認された住宅
(例:住宅瑕疵担保責任保険への加入、建設住宅性能表示制度を利用等)

②現金購入の場合の追加要件

①に加え以下に該当する住宅とし、50才以上で650万円以下の収入額(目安)の者が取得する場合に限る。

- ・省エネルギー性に優れた住宅など一定の性能を満たす住宅
(フラット3Sの基準に適合する住宅等)

【既存住宅を取得する場合】

①住宅ローンを利用する場合の要件

- ・床面積50㎡以上^{※2}の住宅
- ・現行耐震基準を満たす住宅
- ・既存住宅売買時等に検査を受け品質が確認された住宅
(例:既存住宅売買瑕疵保険への加入等)

②現金購入の場合の追加要件

50才以上で650万円以下の収入額(目安)の者が取得する場合に限る。

引用元:国土交通省ホームページより

令和3年度税制改正概要（住宅局関係）

- 新型コロナウイルスの影響への対策等として、消費税引き上げの反動減対策の住宅ローン減税の上乗せ措置の適用の延長や一定の所得要件のもと、床面積要件の緩和が措置されました

令和3年度住宅税制改正概要（住宅ローン減税・贈与税非課税措置）					
	赤枠は現行措置 (令和2年度時点)	2019(R1)年	2020(R2)年	2021(R3)年	今回の改正による追加的措置
		1 4 7 10	1 4 7 10	1 4 7 10 1	
住宅 ローン減税	消費税率10%が 適用される場合 (新築等)	10年間 4,000万円 (5,000万円)	13年間 4,000万円 (5,000万円)	10年間 4,000万円 (5,000万円)	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の控除期間13年の措置について、 契約期限と入居期限をともに1年延長。 〔・契約期限(注文住宅はR2.10～R3.9、分譲住宅等はR2.12～R3.11)と入居期限(R3.1～R4.12)を満たす者に適用。 ・コロナによる入居遅延は問わない。 ・50㎡以上の場合、控除率や所得要件等について、変更なし。〕 ○控除期間13年の措置の延長分については、所得 制限を設けた上で床面積要件を40㎡以上に緩和。 〔・契約期限(注文住宅はR2.10～R3.9、分譲住宅等はR2.12～R3.11)と入居期限(R3.1～R4.12)を満たす者に適用。 ・40㎡以上50㎡未満については、 合計所得金額1,000万円以下の者に適用。〕
	上記以外の場合		10年間 2,000万円 (3,000万円)		
すまい給付金		所得に応じて 10～30万円	所得に応じて 10～50万円		○住宅ローン減税の契約期限と入居期限の延長、 床面積要件の緩和に応じた措置を実施。(予定)
贈与税 非課税措置	消費税率10%が 適用される場合 (新築等)	2,500万円 (3,000万円)	1,000万円 (1,500万円)	700万円 (1,200万円)	<ul style="list-style-type: none"> ○R3.4～R3.12について、R2年度と同額の 非課税限度額を措置。 〔・R3.4～R3.12に住宅取得等に係る契約を締結した者に適用。 ・50㎡以上の場合、所得要件等について、変更なし。〕 ○所得制限を設けた上で床面積要件を40㎡以上に 緩和。 〔・R3.1以後の贈与について適用。 ・40㎡以上50㎡未満については、 合計所得金額1,000万円以下の者に適用。〕
	上記以外の場合	700万円 (1,200万円)	500万円 (1,000万円)	300万円 (800万円)	

引用元：国土交通省ホームページより

その他の令和3年度税制改正概要

要望内容	特例措置	税目
延長	買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置 事業者が既存住宅を取得し、耐震改修等のリフォームを行う場合、不動産取得税を減額 [住宅部分] 築年数に応じて、最大36万円を減額 [敷地部分] 瑕疵担保責任保険に加入する等の場合は、自己居住用住宅と同様の減額措置 (最低45,000円減額(床面積に応じ加算))	不動産取得税
延長	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制 固定資産税 [住宅部分] 1/2以上5/6以下の範囲内で条例で定める割合を減額(5年間) 不動産取得税 [住宅部分] 最大36万円減額 [敷地部分] 自己居住用住宅と同様の減額措置(最低45,000円減額(床面積に応じ加算))	固定資産税 不動産取得税
拡充	マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置 耐震性不足のマンションの建替え等を行う場合に認められている不動産取得税の非課税措置等について、耐震性不足だけでなく、外壁剥落等により周辺に危害を生じるおそれがある場合等にも適用	所得税 法人税 登録免許税 住民税 事業税 不動産取得税

【その他の項目】

- 被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の拡充(固定資産税・都市計画税)
- 防災街区整備事業の施行に伴う新築の防災施設建築物に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)
- 特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長(印紙税)

引用元：国土交通省ホームページより

■住宅の風水害対策や省エネルギー対策に係る予算措置が図られました。

□長期優良住宅化リフォーム推進事業の拡充

事業内容

良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修等に対する支援を行う。

【対象事業】以下の①、②を満たすリフォーム工事

- ① インスペクションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること
- ② 工事後に耐震性と劣化対策、省エネルギー性が確保されること

【補助率】1/3【補助限度額】100万円／戸等

拡充

防災性・レジリエンス性向上改修^{*}を補助対象工事に追加する

^{*}例：災害対策（屋根の耐風改修、止水板の設置）、停電・断水対策（蓄電池の設置、飲料水貯留システムの導入）



引用元：国土交通省ホームページより

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業 令和3年度予算案額 83.9億円（459.5億円の内数）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課
03-3501-9726

事業の内容

事業目的・概要

- 大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・ビルのネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進します。
- ① ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）の実証支援
需給一体型を目指したZEHモデルや、超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等により、新たなモデルの実証を支援します。
- ② ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援
ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1万m²以上、既築：2千m²以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図ります。
- ③ 次世代省エネ建材の実証支援
既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援します

成果目標

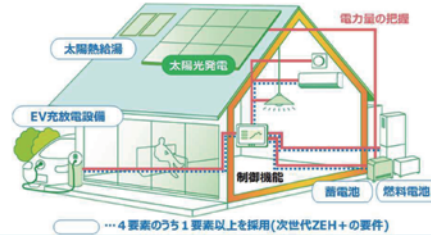
- 令和3年度から令和7年度までの5年間の事業であり、令和12年度省エネ見通し（5,030万kl削減）達成に寄与します。
- 令和12年度までに新築住宅の平均でZEH実現と新築建築物の平均でZEBを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

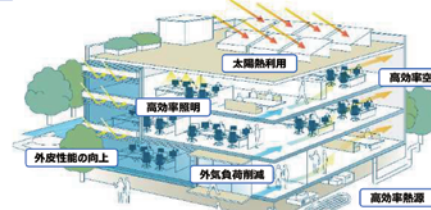


事業イメージ

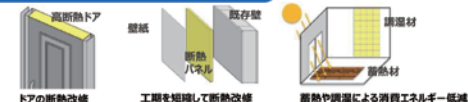
①需給一体型ZEHモデル(次世代ZEH+)のイメージ



②ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物のイメージ



③次世代省エネ建材の実証のイメージ



引用元：経済産業省 資源エネルギー庁ホームページより

□ 戸建て住宅と集合住宅の省エネ・省CO₂化に向けた3省による支援制度

■ 戸建て住宅

区分		LCCM 住宅 (ライフサイクルカーボンマイナス住宅)	次世代 ZEH + (次世代ゼッチプラス)	ZEH + (ゼッチプラス)	ZEH (ゼッチ)
区分		使用段階のCO ₂ 排出量に加え資材製造や建設段階のCO ₂ 排出量の削減、長寿命化によりライフサイクル全体(建築から解体・再利用などまで)を通じたCO ₂ 排出量をマイナスにする住宅	現行のZEHより省エネをさらに深掘りするとともに、再エネなどのさらなる自家消費拡大を図り、需給一体型を目指したZEH		外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、効率的な設備システムの導入により、室内空間の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した住宅 (ZEH)
補助事業名称		サステナブル建築物等先導事業 (省CO ₂ 先導型) 国土交通省	次世代ZEH+ 実証事業 経済産業省	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業 環境省	地域型住宅グリーン化事業 国土交通省
対象となる住宅		LCCM 住宅 (さらに省CO ₂ 化を進めた先導的な住宅)	再エネなどのさらなる自家消費の拡大を目指した次世代ZEH+	より高性能なZEH (ZEH+)	注文・建売住宅におけるZEH 中小工務店などによる木造住宅のZEH
主な要件	外皮性能	強化外皮基準	強化外皮基準 ※選択要件で「外皮性能のさらなる強化」を選択した場合を除く		強化外皮基準
	太陽光発電などを除く一次エネルギー消費量	省エネ基準から ▲20%以上	省エネ基準から ▲25%以上		省エネ基準から ▲20%以上
	太陽光発電などを含む一次エネルギー消費量	原則 —	省エネ基準から ▲100%以上		原則以外 —
	その他	LCCO ₂ 評価の結果が0以下となること	以下のうち、2つ以上を実施 ・ 外皮性能のさらなる強化・高度エネルギーマネジメント (HEMSなど) ・ 電気自動車への充電	—	—
補助額		上限125万円/戸 かつ 掛かり増し費用1/2以内	定額105万円/戸に加え、①~④の設備に係る費用を支援 (注文住宅、建売住宅、TPOモデル ^{※3} を活用するものに補助件数を設定)	定額105万円/戸 蓄電システム2万円/kWh (上限20万円) かつ、補助対象経費の1/3以内 ^{※2}	定額60万円/戸 蓄電システム2万円/kWh (上限20万円) かつ、補助対象経費の1/3以内
備考		事前枠付与方式 ^{※1}	—		—

※1 事前枠付与方式：事業者は建築予定戸数を提案し、採択された戸数の範囲内で要件を満たす住宅に対して補助を受ける方式 ※2 補助額：蓄電システム、低炭素化に資する素材、先進的な再エネ熱利用技術を導入する際は、環境省「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業」「集合住宅の省CO₂化促進事業」のメニューの一部にて支援

■ 集合住宅

区分		ZEH-M (ゼッチマンション)		
区分		先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入などにより、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した集合住宅		
補助事業名称		超高層 ZEH-M実証事業 経済産業省	集合住宅の省CO ₂ 化促進事業 (高層ZEH-M支援事業) 環境省 (低中層ZEH-M支援事業)	
対象となる住宅		住宅用途部分が21層以上におけるZEH-M	住宅用途部分が6~20層におけるZEH-M	住宅用途部分が1~5層におけるZEH-M
主な要件	外皮性能	全住戸において強化外皮基準		
	太陽光発電などを除く一次エネルギー消費量	共用部を含む住棟全体について、省エネ基準から ▲20%以上		
	太陽光発電などを含む一次エネルギー消費量	原則 —	省エネ基準から ▲100%以上	
	その他	Nearly ZEH-Mは、省エネ基準から ▲75%以上 ZEH-M Readyは、省エネ基準から ▲50%以上 ZEH-M Orientedは、再生可能エネルギーを加味しない	Nearly ZEH-M(住宅用途部分1~3層)は、省エネ基準から ▲75%以上 ZEH-M Ready(住宅用途部分4、5層)は、省エネ基準から ▲50%以上	
補助額		補助対象経費の2/3以内 (2カ年目(令和4年度)以降は1/2以内を予定)	補助対象経費の1/2以内 ^{※3} かつ 上限8億円/件 (3億円/年)	定額50万円 ^{※3} ×住棟に含まれる戸数かつ、 上限6億円/件 (3億円/年) 蓄電システム2万円/kWh ^{※3} (上限20万円/戸 ^{※4} かつ補助対象経費の1/3以内) (住戸部分に限る)
備考		—	—	—

※3 補助額：令和元年度からの継続事業は、同年度の補助率・額から変更なし
※4 補助額：一定の条件を満たす場合は上限24万円/戸 ※5 TPOモデル：居住者以外の第三者が太陽光発電システムの設置に係る初期費用を負担して設備を保有するモデル

各ZEH関連事業の情報は右記のホームページでも公開しています。 | 経済産業省 | http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/zeh/
| 国土交通省 | http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000153.html
| 環境省 | <http://www.env.go.jp/earth/ondanka/zeh.html>



一般社団法人
プレハブ建築協会

プレハブ建築協会の
ホームページはこちら



2021年4月30日発行

発行所：一般社団法人 プレハブ建築協会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-3-13 M & Cビル 5階

TEL：03-5280-3121(代表)

HP：<https://www.purekyo.or.jp> Email：info@purekyo.or.jp

編集発行人：平松 幹朗

主査：帯屋 博義 広報委員会(旭化成ホームズ株式会社)
栗坂 こずえ 住宅部会(大和ハウス工業株式会社)
大滝 優実 住宅部会(パナソニック ホームズ株式会社)
大関 勝彦 規格建築部会(三協フロンティア株式会社)
黒沢 亮太郎 PC建築部会(黒沢建設株式会社)
本堂 健一 PC建築部会(大成コーレック株式会社)
麻生 和広 教育委員会(ミサワホーム株式会社)
女ヶ澤 幸治 広報委員会(積水ハウス株式会社)
木下 幸二郎 プレハブ建築協会(事務局)
久保田 康雄 プレハブ建築協会(事務局)

編集協力：日本ビジネスアート株式会社

北海道支部

〒060-0807 札幌市北区北7条西1丁目1番2号 積水ハウス株札幌支店内

TEL：011-707-0111 FAX：011-707-7772

中部支部

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目3番26号 昭和ビル 5階

TEL：052-251-2488 FAX：052-251-4861

関西支部

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目3番5号 アンフィニィ・天満橋 9階

TEL：06-6943-5016 FAX：06-6943-5904

九州支部

〒810-0002 福岡市中央区西中洲12番25号 岩崎ビル 5階

TEL：092-716-3930 FAX：092-716-3931